Discussion Paper No. 8

Toyota Technological Institute

J. ロールズの国際援助論
の批判的検討

浅 野 幸 治

豊田工業大学

目次

序 …… 1

第１節　J. ロールズの『正義論』 …… 1

第２節　ロールズ『正義論』流の世界正義論 …… 4

第３節　ロールズの『万民の法』 …… 6

第４節　貧困の国民主義的説明 …… 10

第５節　ロールズ国際援助論の擁護論 …… 19

結論 …… 28

参考文献 …… 29

序

1971年に『正義論』を出したJ. ロールズは、その書によって現代に政治哲学を復権させた。そのロールズが1993年のオックスフォード・アムネスティ講義において初めて国際正義論を述べ[1]、それをさらに発展させて1999年に『万民の法』として出版した。この『万民の法』の中に見いだされるロールズの国際援助論を批判的に検討することが、本論稿の目的である。そのためにまず第１節で、ロールズの『正義論』における国内正義論をごく簡単に紹介する。次いで第２節で、『正義論』の考え方を地球社会に適用したらどうなるかということを考える。第３節では、ロールズの『万民の法』に見いだされる国際正義論、そのなかでも特に国際援助論について少し詳しく述べる。そしてロールズの国際援助論の顕著な特徴――すなわち貧困の国民主義的説明――については、節を改めて第４節で検討する。この検討の結論として、私はロールズの国際援助論を批判することになる。そして次の第５節では、ロールズの国際援助論を擁護する議論を２つ取り上げ、それらに反論する。最後に結論として、第１節から第５節までの議論を簡単に振り返って終わりとする。

第１節　J. ロールズの『正義論』

すでに述べたように、J. ロールズは1971年に『正義論』を出した。そこで述べられる社会契約説的な正義論は、次のようなものである。まず私たちは、自然状態ではなくて原初状態にいる。ロールズが「自然状態」という古い表現ではなくて「原初状態」という表現をするのは、おそらく「自然状態」という表現では、自然状態から社会状態への移行が歴史的発展であるかのような印象を与えるから。そういう印象を避けるため、原初状態が純粋に理論的な仮構である点を強調するためと思われる。とにかくロールズは、私たちが現実にいる社会状態ではなくて、「原初状態」にいると仮想することを求める。では、原初状態とはどういう状態か。原初状態は、社会状態以前の状態だという点では、自然状態と同じである。自然状態との違いは、原初状態では私たちは自分の個人情報を忘れているという点である。自分の個人情報とは、例えば社会的地位や階級、

1　このオックスフォード・アムネスティ講義は「万民の法」という題で、単行本の１章（ロールズ1998）としても雑誌論文（Rawls）としても発表されている。どちらも同じ内容で、表現や注に少しの違いがあるだけである。

才能・能力や人生観などである（ロールズ2010：185）。私たちが原初状態において自分の個人情報を忘れるのは、原初状態において私たちの各々が社会の基本構造として自分に有利なものを提案しないようにである。例えば私たちは、もし自分が裕福な家庭に生まれたこと、あるいは自分が才能に恵まれていることを知っていれば、そのような自分にとって有利な、社会の基本構造を提案するだろう。そうすると、自分が貧しい家庭に生まれたこと、あるいは自分に才能が乏しいことを知っている他の人は、そのような提案に賛同しないだろう。つまり、社会の基本構造としてさまざまな人がさまざまな提案を行い、意見の一致を見ることはないだろう。

ちなみに、J. ロックのような古典的な社会契約論者は、社会契約の内容を最大公約数化する——最低限に切りつめる——ことで人々の意見の一致を得て、個人の生命・自由・財産を保護する最小国家を作りだす。もちろん、現実の国家は最小国家ではないので、このような最小国家論によって現実の社会を正当化することはできない。そこでロールズは、皆の意見の一致を可能とするために、個人的な視点を忘れよ、と言うのである。

では、自分の個人情報を忘れた私たちは、原初状態で、どのような社会の基本構造を選択するのか。そこで私たちは次のような正義の２原理を選択すると、ロールズは主張する。

第１原理　各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組みへの同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組みは、諸自由からなる全員にとって同一の体系と両立するものである。

第２原理　社会的・経済的不平等は、次の２つの条件を充たさなければならない。第１に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位にともなうものであるということ（機会原理）。第２に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということ（格差原理）。（ロールズ2004：75）

第２原理は機会原理と格差原理に分かれるので、第１原理と合わせて３つの原理があると言ってもよい。そしてこれら３つの原理の中では、第１原理が機会原理に優先し、機会原理が格差原理に優先する。優先するということの意味は、第１原理が充たされた後

ではじめて機会原理が問題となり、機会原理が充たされた後ではじめて格差原理が問題となるということである。ロールズは「辞書的に優先する」という言い方をしている——それは要するに、絶対的に優先するという意味である。

第1原理は、個人の自由を最大限に保障する。個人の自由とは、例えば、政治的な自由、言論および集会の自由、良心の自由、思想の自由、人身の自由、個人的財産権、恣意的な逮捕・押収からの自由などである（ロールズ2010：85）。この原理は、自由主義の伝統の中で正義を考える限り、最重要なものであろう。機会原理も、それが特権を否定するものである限り、比較的異論が少ないだろう。ロールズ『正義論』の最大の特徴は、格差原理である。ではなぜ私たちは、原初状態において格差原理を選択するのか。それは、原初状態において私たちは、自分がどのような境遇の下に生まれおちるのかを知らないので、最悪の事態に備えて保険をかけるから——つまり最悪の事態を最もましなものにしようとするからである。これが、最大多数の最大幸福ならぬ、最小幸福の最大化（maximin）という選択規則である。そこで格差原理の含意は、こういうことである。例えば、自分が貧困家庭の出身で高卒（または中卒）の未熟練労働者であるような場合の境遇や、運悪く失業してしまった場合の境遇を最もましなものにするような、社会の基本構造が、正義に適った基本構造とされる。

ところで、芥川龍之介の『河童』という小説の中で、河童は、生まれる前に、この世界に生まれて来たいかどうか、と尋ねられる。この問いに答える河童は、この世界に生まれてきたであろう河童と同一ではない。この河童は、この世界に生まれてきたであろう特定の河童としてこの世界に生まれたいかどうかの選択を求められているのだからである。同じように、原初状態の私たちは、現実の私たちと同一ではない。言うまでもなく現実には、自分がどのような両親の下に生まれたか、そしてどのような才能をもって生まれたかは、自分の同一性にとって本質的構成要素であり、自分から引き離すことができない。にもかかわらず私たちは、自分がこの世界で担っている自己同一性（本質的諸特性）を獲得する以前の、つまり生まれてくる以前の自分を想像することができる。現実には不可能なことを想像するという意味で「形而上学的な」想像力が、私たちには備わっている。しかもそれが私たちの道徳的能力の一部として備わっている。そのような前提が、ロールズ『正義論』の際立った特徴である。

第２節　ロールズ『正義論』流の世界正義論

それでは、上のようなロールズ『正義論』を地球社会に適用したら、どうなるだろうか。原初状態で私たちは、自分の個人情報を忘れる。ということは、自分がどういう両親の下に生まれるか、裕福な家庭に生まれるか貧しい家庭に生まれるかを忘れるように、自分がどのような国に生まれるか、豊かな先進国に生まれるか貧しい途上国に生まれるかも忘れるだろう。私たちは、もし自分が豊かな先進国に生まれたことを知っていれば、自分に有利な提案をするだろう――そして各人が自分に有利な提案をすれば、皆の意見の一致を見ることはないだろうからである。したがって私たちは、自分の国籍を忘れて、地球社会の基本構造を考える。そうすると私たちは、やはり正義の第１原理と機会原理を選択するだけではなくて、最悪の事態を最もましなものにするという選択規則にしたがって格差原理をも選択するだろう。そうすると、やはり、最も恵まれない人たちの境遇を最もましなものにするような、地球社会の基本構造が、正義に適った基本構造ということになる[2]。

では現実の地球社会において、最も恵まれない人たちの境遇は、最もましなものになっているか。そのように言うことは、とうていできない。世界銀行によれば、2010年に１日当たり1.25ドル未満で生活する極貧の人が、約12億1500万人もいる（World Bank：31）。この人たちは、生存もままならないような状況にある。たしかに、最も恵まれない人たちの状況がどこまでましなものになりうるか、したがって最もましな状況がどのようなものであるかを言うことは難しい。おそらくそれは経験的にしか知られないのだろう。しかしながら、最も恵まれない人たちの境遇をいくらかましなものにするような、地球社会の基本構造ならば、容易に考えることができる。そのような基本構造がより正義に適った基本構造であり、それに比べたら、現実の地球社会の基本構造は、許容できない不正義だということになる。例えば国際連合は、経済協力開発機構に加盟する34カ国の中でも特に開発援助委員会に加盟する豊かな先進国25カ国に対して、

2　ロールズ流の正義論を世界規模で適用するのであれば世界政府という考えになるのではないかと思う人もいるだろう。しかし、世界政府という考えは評判が悪く、有力な選択肢だとは一般に考えられていない。その理由は２つある。第１に、世界政府が専制政府に転じる恐れがあるということ。第２に、世界政府は膨大な官僚機構を必要とし非効率的だということである。

国民総所得の0.7％に相当する政府開発援助を求めている。しかし、2012年度の政府開発援助実績は国民総所得の0.29％にしかなっていない（OECD）。もし豊かな先進国が政府開発援助の額を国民総所得の0.7％に引き上げて、それを実際に貧困削減に振り向けるならば、約12億1500万人もいる極貧の人たちの生活は大きく改善されるだろう。現在の地球社会の基本構造は、そのようになっていないのである。

というよりも、現在の地球社会は、格差原理を充たすどころか、それ以前の問題として、機会原理も充たしていない。例えば、2005年度に約9300万人の子供が初等教育を受けるべき年齢なのに学校に通えないでいる（ユニセフ：12）。これでは、高い社会的・経済的利益をもたらす職務や地位が全員に平等に開かれているとは言えない。ということは、地球社会の大きな格差は、この意味でも正当ではない。

しかし、考えてみれば、地球社会の基本構造は、正義の第１原理を充たしているのだろうか。その点も疑わしい。正義の第１原理に含まれるさまざまな基本的自由の中でも、特に人身の自由と個人的財産権とが最重要であると言ってよいだろう。個人的財産権とは、個人的財産を保有する権利である[3]。言うまでもなく、人は食べないでは生きていけない。ということは、水や食料を個人的財産として保有しなければ生きていけない。ところが、水や食料をまともに保有できない人たちが、上で見たように、約12億1500万人もいる。この人たちに個人的財産権はあるのだろうか。仮にあるとしても、実際には水や食料をまともに保有することから排除されているのである。人身の自由とは、より具体的には例えば、身体への損傷からの自由である。けれども、栄養失調状態の身体は損傷を被っていると言えるだろう。極貧の人たちは、まともな衣服や住居がないために病気になったり、基礎的医療から社会的に排除されているために病気や怪我が治らなかったり、そのために身体がまともに機能しなかったりするのである。要するに、生存もままならないような状況にある人たちの場合、さまざまな基本的自由が保障されているとは言えない。ということは、現在の地球社会は、たしかにある人たちに対してはさまざまな基本的自由を保障しているけれども、基本的自由が保障されていない人たちも大勢いる以上、正義の第１原理さえも充たしていない。その程度の正義さえも

[3] 個人的財産権といえば、私有財産の不可侵性という側面が第１に念頭に浮かぶだろう。すなわち、私有財産を不当に没収されない権利である。しかし同時に、個人的財産権には、個人的財産を保有することから排除されない権利という意味合いもありうる。

達成できていないのである。

ロールズ『正義論』を地球社会に直接・単純に適用すれば、上のようになる。そのような世界正義論を述べる論者の中でも、とりわけT. ポッゲの議論が際立っている。ポッゲによれば、現在の地球社会の基本構造――言い換えれば国際秩序――は、先進国によって形作られてきたものであり、今現在も維持されている。したがって、先進国の政治的指導者および先進国の市民には、現在の地球社会の基本構造に対して責任がある。ところが、現在の地球社会の基本構造は、たんに正義に適っていないというよりも、極めて不正なのである。なぜならば、現在（2011年）でも毎年1300万以上の人が貧困に関連する原因で命を落としているからである（WHO）。第２次世界大戦中の５年余りの間にナチス・ドイツは、約600万人のユダヤ人を虐殺した。それに比べて、私たちの現在の地球社会の基本構造は、2007年から2011年までの５年間で、少なくとも6500万以上の人を死に追いやっているのである。単純に考えれば、私たちの現在の地球社会の基本構造は、約600万のユダヤ人を虐殺したナチス・ドイツの体制よりも10倍以上も不正だということになる。言い換えれば、現在の地球社会の基本構造は、たんに正義を実現していないのではなくて、人を殺してはならないという消極的義務に違反しているのである。したがって、現在の地球社会の基本構造は、直ちに是正されなければならない。

第３節　ロールズの『万民の法』

しかし　ロールズは、1999年に出した『万民の法』において、自分の『正義論』を上記のように地球社会に適用することを否定し、むしろ『正義論』を国際社会に次のように拡張することを提案した。まず私たちは、第１の原初状態に集うことによって、正義に適った国内社会（国）を作り上げている。それは、自由で民主的な社会である。ところが、世界には自分の国内社会だけが存在するのではなくて、他にも自由で民主的な国内社会がいくつも存在する。そこで、そうした国内社会の代表たちが、第２の原初状態に集って、国際社会の基本構造を考える。この第２の原初状態において、国内社会の代表たちは、自分たちが代表する国内社会について領土の広さや人口の大きさ、天然資源の有無や経済発展の程度といった個別情報を忘れている（ロールズ2006：43）[4]。そう

した個別情報を忘れて、公正な国際秩序を考えれば、国内社会の代表たちは、次のような（国際）正義の原理に同意する。

１、各国民衆は自由かつ独立であり、その自由と独立は、他国の民衆からも尊重されなければならない。

２、各国民衆は条約や協定を遵守しなければならない。

３、各国民衆は平等であり、拘束力を有する取り決めの当事者となる。

４、各国民衆は不干渉の義務を遵守しなければならない。

５、各国民衆は自衛権を有しているが、自衛以外の理由のために戦争を開始するいかなる権利も有するものではない。

６、各国民衆は諸々の人権を尊重しなければならない。

７、各国民衆は戦争の遂行方法にかんして、一定の制限事項を遵守しなければならない。

８、各国民衆は、正義に適った、ないしは良識ある政治・社会体制を営むことができないほどの、不利な条件の下に暮らす他国の民衆に対し、援助の手を差し伸べる義務を負う。（ロールズ2006：49～50）

以上８つの原理が、国際社会を規律する万民の法の内容である。

ところで、世界には、自由な民主的社会だけが存在するのではない。ロールズは、世界には以下のような５種類の国内社会が存在すると考える。第１の種類は、すでに述べたように、自由な民主的社会である。これをロールズは立憲民主制社会とも呼ぶ。第２の種類は、「良識ある（decent）社会」である。「良識ある社会」とは、対外的に好戦的ではなく、対内的に国民の人権を尊重するような社会である。人権とは、例えば生存権や自由権、財産権や形式的平等である（ロールズ2006：94）。自由な民主的社会との対比で言えば、「良識ある社会」とは、西欧型の自由民主主義社会と同じではないけれども、国民の人権がそれなりに尊重され、国民の意見が政治的決定におおむね反映されるような社会のことである。ロールズは、自由な民主的社会と「良識ある社会」とを併せて「秩序だった社会」と呼ぶ。この「良識ある社会」の代表たちは、第２の原初状態において、自由な民主的社会の代表たちが選んだのと同じ８つの国際正義の原理に合意

4　ただし、自分たちが自由で民主的な社会を代表することは知っている。

する。そこで、ロールズにとって、国際社会の正規の構成員は、秩序だった社会、すなわち自由な民主的社会と「良識ある社会」だけである。これらの社会では、生存権を含めて基本的人権が保障される（ロールズ2006：50, 94）。したがって、秩序だった国の間では、外国から援助してもらう必要性は基本的に発生しない。

次に第３の種類の社会は、無法国家である。無法国家の最大の特徴は、国際的法秩序を尊重せず好戦的だということである。無法国家のこのような対外的姿勢は、ロールズによれば、秩序だっていない国内社会のあり方と関係している[5]。秩序だった社会は、好戦的ではなく、進んで万民の法を遵守するのである。第４の種類は、不利な条件の重荷に苦しむ社会である。不利な条件の重荷に苦しむ社会とは、「秩序だった社会をつくるために必要となる政治的・文化的伝統、人的資源とノウハウ、そして多くの場合、物質的・技術的資源を欠いている」社会である（ロールズ2006：155）。要するに低開発国、発展途上国である。こうした社会も将来的には秩序だった国になるべきであるけれども、今は未だ政治的、文化的、人的その他さまざまな点で十分に発展していないのである。第５の種類は、仁愛的絶対主義（benevolent absolutism）の社会である。仁愛的絶対主義の社会では、「良識ある社会」の場合と同様、人権が尊重されるけれども、「良識ある社会」の場合とは違って、国民が政治的決定に影響力を行使することができない。秩序だっていない社会のこの３分法は、純理論的にはそれぞれが排他的ではないようにも思われるが、ロールズはそれぞれを排他的に理解しているようである。すなわち、無法国家は不利な条件の重荷に苦しんでいないし、仁愛的でもない。不利な条件の重荷に苦しむ社会は無法国家ではないし、仁愛的でもない。仁愛的絶対主義の社会は無法国家ではないし、不利な条件の重荷に苦しんでもいない[6]。

5　典型的には、独裁国家や専制国家を考えればよいだろう。

6　おそらくロールズは、議論を単純にするためにこのような（排他的な）理解をしていると思われる。もちろん本文のすぐ上で述べたように、理論的には、１つの社会が同時に無法国家でも重荷に苦しむ社会でもありうるだろう。その場合そのような社会に関してロールズは何と言うだろうか。３つの可能性がある。（１）そのような社会も重荷に苦しむ社会なので、援助の対象となる。（２）無法国家は援助の対象とはならない。（３）秩序だった社会にとっては、そのような社会も重荷に苦しむ社会なので援助義務の対象となるけれども、無法国家は、政治的・社会的文化を変えるための援助を受け入れないだろう。これら３つの見方のうちロールズが実際にどの見方をとるかは、分からない――ロールズがはっきりしたことを言っていないからである。ただし、第２の見方や第３の見方をとる場合には、無法国家の中で絶対的貧困に苦しむ人たちはどうなるのか、と問われるかもしれない。そうすると、どうしようもないと

私たちにとって関心があるのは、第４の「不利な条件の重荷に苦しむ社会」である。この不利な条件の重荷に苦しむ社会は、国際正義の第８の原理に登場する。そこで、ロールズは、秩序だった社会の国民は、不利な条件の重荷に苦しむ社会の国民に援助の手を差し伸べる義務を負うと主張しているように思われる。

では、それはどのような援助義務論なのだろうか、それを次に見よう。万民の法の第８の原理が述べる援助義務の目的は、重荷に苦しむ社会が秩序だった社会に移行するのを支援することである。ここでロールズは、重荷に苦しむ社会か秩序だった社会かという２分法と、貧しい社会か豊かな社会かという２分法とが独立であると考える。ロールズは次のように述べている。

> 秩序だった社会の全てが裕福でないのと同様、重荷に苦しむ社会の全てが貧困にあえいでいるわけではない。（ロールズ2006：155）

つまり、重荷に苦しむ社会か秩序だった社会かという２分法と貧しい社会か豊かな社会かという２分法とを組み合わせて、都合４種類の社会がありうる。第１に秩序だった豊かな社会、第２に秩序だった貧しい社会、第３に重荷に苦しむ豊かな社会、第４に重荷に苦しむ貧しい社会である。第２の社会は、貧しいにもかかわらず秩序だった社会、第３の社会は、豊かであるにもかかわらず秩序だっていない社会と言い表したほうが、分かりやすいかもしれない。万民の法の第８の原理が述べる援助義務の目的は、貧しい社会が豊かな社会に移行するのを支援することではないと、ここでロールズは言う。

そこで、援助義務が関わるのは貧富ではなくて、「重荷に苦しむ社会の政治文化」だということになる（ロールズ2006：157）。この点を補強して、ロールズは次のように大胆な主張をする。

> 道理に適った合理的な仕方で組織され、統治されているにもかからわず、あまりに希少な資源しか持たないために、秩序だった社会となることができないといったケースは、世界中のどこを見ても存在しない。（ロールズ2006：158）

しか答えられないだろう。こうした結論を避けようとすれば、第１の見方をロールズに帰すことになる。参考までに、ポッゲは第２の見方をロールズに帰し（Pogge 2006：212）、井上もそれに同調している（井上：183）。

つまり世界中のどの社会でも、その社会を道理に適った合理的な仕方で組織し、統治することによって秩序だった社会になることができるというのである。そこから、援助の実施に際しては、重荷に苦しむ社会に「資金を投じることは通常、望ましいことではなく、‥‥むしろ、ある種の助言の方が有益となる」とロールズは言う（ロールズ2006：160）[7]。ある種の助言とは、人権の尊重や女性の地位向上、法整備の支援などであろうと思われる。

万民の法の第８の原理が述べる援助義務には一定の目的があるので、その目的が達成された時点で援助義務も終了する。すなわち、重荷に苦しむ社会が秩序だった社会になった時点で、援助義務は終了し、それ以上の援助は必要ない[8]。

以上が、おおむねロールズの国際援助論である。それは、どのような援助をする必要があるかを述べるものであるが、そこには、その否定的側面として、どのような援助をする必要がないかということもある。この否定的側面として、ロールズは、C. ベイツやポッゲの平等主義的な分配原理を批判している。では次に節を改めて、この否定的側面に焦点を当てよう。

第４節　貧困の国民主義的説明

ロールズの国際援助論には、次のような１つの仮定がある。

> ある国の民衆に富がもたらされる要因、そしてその富がとる形態は、その国の政治文化、および、政治的・社会的諸制度の基本構造を支える宗教的・哲学的・道徳的伝統、加えて、その国の構成員の勤勉さや協働的才能によって変わるものであり、また、これら全てが、その民衆が持つ数々の政治的徳性

7　ただしロールズは別のところでは、「単なる資金供与だけでは不十分だということである（もっとも、金銭が決定的に重要となるケースも、しばしばあるのだが）」と述べて、富の移転の必要性を場合によっては、つまり例外的には認めている。では、どのような場合がそのような例外的な場合になるかと言えば、例えば自然災害のために緊急援助が必要になるような場合であろうと推察される。

8　重荷に苦しむ社会が秩序だった社会に移行できたならば、人権の剥奪と言ってよいような絶対的貧困の問題も解決される。秩序だった社会は、どれほど貧しくても、国民に人権を保障できるからである。これが少し上の引用の含意であり、秩序だった貧しい社会への援助義務は否定される。

によって支えられているのである。（ロールズ2006：157〜158）

ある国が（経済的貧富に関して）どれだけうまくやっていくかということを決める最も重要な要因は、あくまでもその国の政治文化――つまり、その国の構成員が有する諸々の政治的・市民的徳性――であり、その国が有する資源の種類や量ではない[9]。（ロールズ2006：170〜171）

これは、ベイツやポッゲの平等主義的な世界的再配分原理に反対する文脈の中で述べられているので、途上国の貧困の原因として外生的要因を否定して内生的要因を強調したものと考えられる。これが１つの仮定だというのは、第１に、それが十分に論証されているとは思われないからであり、第２に、それに基づいてロールズは自らの議論を展開しているからである。その議論とはロールズの援助不要論、ないしはより正確に言えばロールズの国際援助論の否定的側面である。それを単純に言えば、次のようになる。途上国の貧困は、途上国の国民の自己責任である[10]。したがって、途上国の国民を貧困から救済することは先進国の国民の義務ではないし、その目的のために先進国の国民から富を徴収することは不正である。ロールズはおおむねこのような議論を述べていると一般に受けとめられている。その議論の要にあるのが、上で述べた仮定である。

さて本節の題である「貧困の国民主義的説明」とは、ポッゲが言うexplanatory nationalism の訳であり、上のロールズの仮定に対して与えられた名称である[11]。では、この仮定、貧困の国民主義的説明は正しいのだろうか。

結論を先取りして言えば、貧困の国民主義的説明は正しくない。しかし、そう性急に結論に飛びつくのは適切でない。その前にロールズの論理を理解しようと努めることが重要である。たしかに、貧困の国民主義的説明は仮定であって、十分に論じられてはいない。しかし、ロールズがなぜそのように考えるかを示唆するような言葉はある。そのような文言を手がかりに、ロールズの論理を理解しようと努め、その上でロールズの論

9　括弧内の言葉は引用者（浅野幸治）が補った。

10　たしかにロールズは「自己責任」という表現を使ってはいない。しかし、ロールズによれば、社会の貧困はその社会の民衆の政治文化の結果であり、他の社会の民衆の責任ではない。その意味で、「自己責任」と言ってよいだろう。

11　ポッゲが言う explanatory nationalism とは、「今日の世界の貧困は国別や局地的な諸要因によって完全に説明しうる」という見解である（ポッゲ：41）。ポッゲは、国民主義的説明（nationalist explanation）という言い方もしている（ポッゲ：181他）。explanatory nationalism を「貧困の国民主義的説明」と訳すゆえんである。

理の欠陥を明らかにしよう。

すでに述べたように、ロールズは、ベイツやポッゲの平等主義的な分配原理を批判する。その批判においてロールズが強調するのが、達成目標があるかないかという点である。ロールズの国際援助論には、達成目標がある。言い換えると、援助義務は一定限度で終了する。しかし、ロールズによれば、ベイツやポッゲの平等主義的な分配原理は、各社会間の貧富の差をそれ自体として問題にするので、そのような分配原理が要求する援助義務には終わりがない。

では、終わりがなければ、なぜよくないのか。それをロールズは、２つの比較事例を挙げることで説明する。

第１の比較事例　A国とB国は、経済的豊かさの点でも人口規模の点でも同じ程度であった。ある時点で、A国は工業化を決意し、B国はそうしない。それから数十年後、A国はB国の２倍豊かとなった。（ロールズ2006：171）

「２倍豊かとなった」とは、単純に表象すれば、A国の国内総生産（Gross Domestic Product）が、したがってまた１人当たりの国内総生産も、２倍になったと考えてよいだろう[12]。それに対して、B国の国内総生産は、同じ水準に留まった。この場合、B国に資金を提供するためにA国の国民に税金を課すのは受け入れ難いと、ロールズは主張する。それは、A国の工業化もB国の非工業化も、それぞれの国民が自分たちで決めたことだからである。

もう１つは、次のようである。

第２の比較事例　C国とD国は、経済的豊かさの点でも人口規模の点でも同じ程度であり、どちらも人口上昇率が高かった。しかしある時点で、C国の人口上昇率は、国民の自発的な行動の結果として、ゼロになったが、D国の人口上昇率は、女性も含めて国民の自発的な行動の結果として、下がらなかった。それから数十年後、C国はD国の２倍豊かとなった。（ロールズ2006：172）

この第２の比較事例は少し分かりにくい。解釈が必要である。C国は、人口上昇率がゼロになった結果、「富の水準も時間とともに上昇する」とロールズは言うので（ロールズ2006：172）、C国は経済成長を続けていたと考えられる[13]。そうでなければ、人口

12　言うまでもなく、人口は変化しないと仮定しての話である。

13　もしこう考えなければ、C国は、絶対的にではなくて、D国が人口増によって貧困化したの

が増えないだけでは、富が増えることはない。C国が経済成長を続けていたのであれば、比較の公正さから言って、D国も経済成長を続けていたと考えられる。言い換えると、事前の前提として、C国もD国も同じように経済成長していたということである。話を単純にするために、この経済成長と人口上昇とが釣り合っていたとしよう、したがってC国もD国も国内総生産は増えていたけれども１人当たりの国内総生産は一定であったとしよう。しかし、ある時点でC国は人口増がゼロになったので、それから一定期間後、C国の国内総生産は２倍になり、１人当たりの国内総生産も２倍になった。他方、D国の国内総生産はやはり２倍になったけれども、１人当たりの国内総生産は増えなかった。したがって、第２の比較事例においてC国がD国の「２倍豊かとなった」というのは、総量ではなくて、１人当たりで考えて２倍豊かになったという意味である。ロールズの主張は、この場合もD国を支援するためにC国の国民に課税することは受け入れ難いというものである。C国の人口安定化もD国の人口増も、それぞれの国民の自発的な行動の結果だからである[14]。

ここでのロールズの論理は、次のようにまとめられるだろう。達成目標のない平等主義的な配分原理によれば、A国やC国はそれぞれB国やD国を援助すべきだということになる。しかし、この結論は受け入れ難い。したがって、達成目標のない平等主義的な配分原理は正しくない。

本節の初めに引用した、貧困の国民主義的説明は、ロールズがこのような議論を展開する中で述べられたものである。言い換えると、貧困の国民主義的説明を例示するために、ロールズは２つの比較事例を挙げている。

これら２つの比較事例は、貧困の国民主義的説明をよく表している。それらは、たんに貧困の国民主義的説明を例示するというだけではなくて、国民主義的説明がなぜ正しいかをも説明しているように思われる。典型的な場合、豊かになる国はA国のようにして豊かになり、貧しくなる国はD国のようにして貧しくなる。D国が貧しくなる主要因は人口増であり、D国の人口増を他国のせいにするのは馬鹿げているだろう。たしか

に比べて相対的に１人当たりの富が上昇したと考えざるをえない。しかし、これは自然な読み方とは思われない。

14　これら２つの比較事例からは、ロールズが経済的豊かさの１つの典型的な要因として工業化を、貧困の１つの典型的な要因として人口増を考えていることが示唆される。

に、上の比較事例では、D国は経済成長をしているという前提があったので、絶対的には貧しくならなかったけれども、その前提を外せば、D国は１人当たりで見て絶対的に貧しくなるのである。ロールズの論点としては、工業化も人口増も当該国民の自由な選択だということである。言うまでもなく、それぞれの国民は、自由に生きる権利があり、自由な選択による生き方は尊重されなければならない。万民の法の第１の原理や第４の原理は、そのようなことを意味する。

たしかに、上の２つの比較事例は、秩序だった社会について述べられたものであり、秩序だっていない社会には当てはまらないと言われるかもしれない。つまり、上の２つの比較事例は、すべての社会が秩序だった社会になった後の世界について述べられたものである（ロールズ2006：171）。しかし、貧困は援助対象ではないという論理は、たんに理想世界に留まらず、現実世界でもその効力を発揮してくる。理想世界と現実世界の差は、現実世界の中ではいくつかの社会が秩序だっていないということにすぎないからである。特にD国のような人口増は、秩序だった社会だけではなくて、秩序だっていない社会でも同様に起こりうるだろう。ということは、秩序だった社会がD国のようにして貧困化することがありうるように、秩序だっていない社会がD国のようにして貧困化することもありうる。その場合、D国が秩序だっていないという理由で、D国の人口増の原因を他国に帰すのは、やはり馬鹿げているだろう。したがって、豊かになる国は国民の自己決定によって豊かになり、貧しくなる国も国民の自発的な選択によって貧しくなるという論理は、理想世界と現実世界とで変わらないように思われる。

少し紛らわしいけれども、ロールズは２つの主張をしている。第１に、ある国が秩序だった社会であるか秩序だっていないかを決めるのは、「その政治的伝統、法、所有制度と階級構造、そしてその基盤となる宗教的・道徳的信念と文化」である（ロールズ2006：155）。これを一言で、ロールズは「政治的・社会的文化」とも言っている（ロールズ2006：157）。第２に、ある国が豊かであるか貧しいかを決めるのは――これが貧困の国民主義的説明であるが――「その国の政治文化、および、政治的・社会的諸制度の基本構造を支える宗教的・哲学的・道徳的伝統、加えて、その国の構成員の勤勉さや協働的才能」である（ロールズ2006：157～158）。それをロールズは一言で「政治文化」とも述べている（ロールズ2006：170）。特に経済的貧富に関しては、

ロールズはそれぞれの国民が自由に調節できるように書いている。

> 各国それぞれの民衆が、自国社会の富の意義や重要性にかんし、自らの力でその調整を行うものだからである。それが満足のいくものでない場合には、その国の民衆には貯蓄を増やすことも可能であるし、もしそれが難しいようなら、万国民衆の社会のその他の構成国から、資金を借りることも可能なのである。（ロールズ2006：167）

この引用の後半部は、もし豊かになりたければ、貯蓄をし――ないしは借金をして――投資を行い、経済成長を計ればよいというわけである。

この第１の点も第２の点も、同様の論点である。要するに、ある国が秩序だった社会であるか秩序だっていないかも、その国が豊かであるか貧しいかも、国民自身の問題だというのである。

たしかに、ロールズは２つの比較事例を述べるとき、A国もB国も、C国もD国も「リベラル、ないしは良識ある国であり、また、その民衆も自由で責任ある人々で」あると慎重に述べている。この言い方は、秩序だっていない社会では民衆は「自由で責任ある人々」ではないということを示唆する。しかし、これは慰めとはならない。なぜならば、ある国が秩序だった社会でないのは、その国民自身の政治的・社会的文化の問題だからである。

その結果、ロールズは次のように悲観的なことを言う。

> 重荷に苦しむ社会がその政治的・社会的文化を変えていくにあたり、秩序だった社会がその手助けをしようとしても、そのレシピは存在しないし、ましてやお手軽なレシピなど絶対にあり得ない。（ロールズ2006：157）

これは、援助義務を認めるのにやぶさかではないが、援助する方法がないと言わんばかりである。

では、なぜこうなるのか。貧困の国民主義的説明の背後にある論理を探ると、ロールズの次のような文言が見当たる。

> まず、万民の法を提示するにあたって出発点となるのは、自己完結的で閉じられた（closed and self-contained）リベラルな民主的社会の基本構造にかかわる、正義の政治的構想の諸原理である[15]。（ロールズ2006：125）

つまり、リベラルな（自由主義）社会は「自己完結的で閉じられた」社会であると言われている。『万民の法』の刊行に先立つ1993年のアムネスティ講義「万民の法」では、次のようにも述べられている。

> 公正としての正義と同様に、私の考えるもっと一般的なリベラルな構想は、仮定上、閉じられており、自己完結している（closed and self-sufficient）一つのリベラルな民主社会の事例から出発します。（ロールズ1998：53）

ここで「もっと一般的なリベラルな構想」と言われているものは、ロールズ自身の万民の法に他ならない。たしかに、ここで「自己完結的で閉じられた」と言われるのは、自由主義社会である。しかしだからといって、他の社会が自己完結的でないとか閉じられていないとかいうことにはならない。というのは、自由主義社会と良識ある社会その他の社会との違いは、たんに国内体制の違いだからである。言い換えると、国際社会におけるあり方という点では、自由主義社会と他の社会とで違いはない。したがって、自由主義社会が「自己完結的で閉じられた」社会であるならば、他の社会も同様に「自己完結的で閉じられた」社会である。

これを分かりやすく言い換えれば、ロールズは、それぞれの社会を孤立した島であるかのように捉えている。なぜそうなるかと言えば、国内の正義論は、1つの社会だけを念頭においてその社会内の正義を問題にした。その正義論を国際社会に拡張しようとするので、それぞれの社会が孤立した島であるという想定が国際正義論の中にもそのまま残っているのであろう。この想定があるので、ロールズの万民の法が主として問題にするのも、戦争と平和に限られるのである。

しかしこの想定は、事実問題として正しくない。私たちの目の前にある世界は、次のような世界である。A国の企業が、B国とC国とD国で原材料を調達してE国とF国で部品を製造し、その部品をG国で組み立てて製品を完成させ、完成した製品をH国の船で

15　括弧内の英語は、翻訳にはない英語原文である。次の引用でも同様である。

Ｉ国に運んでＩ国の消費者に売る。この過程は、立派に富を作り出している。そして多くの国および国民が、この富の生産において協働している[16]。そのような協働が広く見られるのが、現実世界である。ところが、協働関係にある国際社会は、自由競争の世界でもある。人々は世界市場の中で自由競争に曝されている。そこでは、単純労働力はどこまでも安く買いたたかれる。一般に、国内社会において貧しい人たちが置かれているのと同じ状況が、国際社会では、拡大されて存在している。先進国においては、例えば最低賃金法によって単純労働力は守られる――しかし、そのような法的秩序は、国際社会には未だ存在していない。求人数よりも求職者数のほうが多ければ――そして通常は求人数よりも求職者数のほうが多い――かならず失業者が出てくる。これは、国内社会でも国際社会でも同様である。仮にある社会が国際競争に勝てば、別の社会が国際競争に負ける。こうして貧しい社会はどこまでも貧しい。そして、食料や住居、教育や医療もままならないような極めて貧しい社会では、秩序だった社会を作りあげることも極めて困難だろう。つまり、貧困の故に秩序だった社会になれないということがあるだろう。

もしそうであれば、そのような国際社会の協働関係においても正義が問われるだろう。ここでは、議論のためにロールズに倣って、個人ではなくて社会を単位として考えてみよう。ある社会が自発的に他の社会と協働関係に入ったならば、その協働関係はすべて正しいとまでは言えないだろう。その協働関係が実際にどのようなものになるか、したがってまたその協働関係の結果としてその社会がどれだけ豊かになるか貧しくなるかは、その協働関係が作られる際に背景となる条件、つまりその社会の状況やその社会が置かれた国際秩序によって大きな影響を受ける。国際社会の秩序[17]は人為的なものであるし、当該社会の状況にはその社会の人々にとって自由にできない要素があるだろう。では、国際的な協働関係を律する国際秩序、国際正義の枠組みは、どのようなものが正義に適っているのだろうか。

そのような国際正義の枠組みを、各社会の代表が第２の原初状態に集って、自分たち

16　それぞれの段階で自発的な交換があるだけで、協働関係はないと言われるかもしれない。しかし、自発的な交換であるからといって、その交換関係が協働関係でないということにはならない。事実において協働関係になっている。

17　例えば、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）である。

が代表する民衆がどのような境遇にあるかという情報を隠されて、考えるとしよう。各社会の代表は、自分たちが代表する民衆の利益に関心があるだろう――ちょうど、国内社会の正義を考える第1の原初状態において、人々の代表が自分たちの代表する人々の利益に関心があるのと同じように。そうすると、第2の原初状態において、各社会の代表は、それぞれの社会に最大限の自由を保障する正義の第1原理だけではなくて、正義の第2原理、すなわち機会の平等と格差原理をも選択しそうである。格差原理とは、この場合、各社会の社会・経済的格差は、最も不利な状況にある社会にとって最大の利益になる場合にのみ正当である、というものである[18]。少なくとも、第1の原初状態において正義の第2原理をも選択したロールズ主義者であれば、この第2の原初状態においても、正義の第2原理を選択するだろう。

もし仮に第2の原初状態において何らかの理由によって正義の第2原理が選択されないとしても、国際的な協働関係を律する、なんらかの正義の原理は必要である。その場合、例えば、すべての社会に一定の最低限の富を保障するような正義の原理が考えられるだろう[19]。

たしかに、ロールズは人口増を貧困の1要因として上げている（ロールズ2006：172）。しかし、仮に人口増が親にとって自律的な選択であったとしても、子供にとっては自律的な選択ではない。それは、子供にとって先進国の裕福な家庭に生まれるのが自律的な選択でないのと同じである。振り返ってみれば、ロールズにとって、第2の原初状態に集うのは、秩序だった社会の民衆（の代表）だけである。重荷に苦しむ社会の民衆（の代表）は最初から排除されている。その結果、第2の原初状態で選択される万民の法の第8原理が述べる援助義務も、深刻な貧困をあたかも他人事であるかのように軽く扱うことになっている。もし万民の法が文字通りの意味で万民の法であるならば、秩序だった社会を形成できないほど貧しい社会の民衆（の代表）も第2の原初状態に招かれるはずである。そしてもし彼らが第2の原初状態に招かれていれば、万民の法の第８原理も、既に述べたように、深刻な貧困からの救済を真剣に受け止める原理になって

18　ロールズ2004：75を参照。

19　例えばポッゲが考える、基本的人権の保障という原理は、そのような原理である。したがって、すべての人の基本的人権が一定の水準で充たされたとき、目標が達成されたのであり、援助義務も終了する。

いただろう。

第５節　ロールズ国際援助論の擁護論

ロールズは、「世界中の貧しい人々を救うという目的で案出された」（ロールズ2006：173）ポッゲの平等主義原理に関して、もしそれに達成目標があるならば、それと自分の援助義務との間にたいした違いがないと述べて、次のように言う。

> 各々の達成目標と終止点をどう定めるかということ次第では、この二つの原理（ポッゲの平等主義原理とロールズの万民の法の第８の原理）がほぼ同じものとなる可能性もある。そうなれば、この二つの違いを生じさせるのは、徴税制度と管理運営をめぐる、概して実務的な問題となるであろう[20]。（ロールズ2006：174）

ここでロールズは、自分の国際援助論がポッゲの主張する平等主義原理と同じであるかのように、同じくらい強い主張であるかのように述べている。そのようにロールズを好意的に解釈する人たち（R. マーティン、S. フリーマン）もいる。この最後の節では、そのようなロールズに好意的な解釈について検討する。

R. マーティンによれば、まず第１に、ロールズの国際援助論の中には、秩序だった社会の民衆が重荷に苦しむ社会において人々の生存権を保障する義務が含まれる（Martin：227）。第２に、秩序だった社会は、重荷に苦しむ社会が秩序だった社会に移行するのを支援する義務を負うけれども、この義務の中には、教育や職業訓練の提供、法の整備、経済基盤の構築、衛生や医療の向上などが含まれる。それだけではなく、さらに、国際的な金融・経済秩序を公正なものに変える義務も含まれる（Martin：238）。この最後の点に関して、マーティンは、ロールズの次のような言葉を指摘する。

> 公正な貿易について考えてみよう。‥‥公正な背景的枠組により適切に規制がなされている場合には、自由な競争市場の貿易体制は、全ての人にとって相互利益となるものであり、少なくとも長期的に見ればそうだと言うことが

20　括弧内の言葉は引用者（浅野幸治）が補った。

できる。‥‥万一このような（公正な貿易を保障するための）機関のせいで、各国民衆のあいだに不当な分配結果がもたらされるような場合には、その結果は矯正されなければならないし、後に第15節と第16節で論じる援助義務により、検討されなければならない[21]。（ロールズ2006：58）

これらの当事国は、協働のための諸機関の立ち上げの指針を策定し、貿易の公正にかんする諸々の規準、および相互援助にかんする一定の諸条項に合意するであろう。もし万が一、こうした協働のための諸機関が、正当化することのできない分配効果をもたらしてしまうような場合には、万国民衆の社会の基本構造において、それは是正されなければならないのである。（ロールズ2006：168）

こうした義務は非常に大きなものであり、その実行には巨額の費用がかかる。ロールズはそのような野心的な国際援助義務論者だと、マーティンは主張する[22]。

しかし、私たちは、ロールズが資金援助は「通常、望ましいことではな」いと述べていたことを思い起こす必要がある。したがって、マーティンが考える直接的・具体的な（資金的・物質的）援助とロールズが考える援助とは、性格がかなり異なる。

たしかに、上の引用箇所でロールズは貿易を律する国際秩序の公正さについて語っている。しかしここでも、私たちはロールズの語り方に注意する必要がある。ロールズは、「もし万が一、こうした協働のための諸機関が、正当化することのできない分配効果をもたらしてしまうような場合には」と言っている。それは条件的言明に留まり、ロールズは、現実の国際秩序が不当な分配効果をもたらしているかどうかについて何も語っていない。ロールズは、現実の国際秩序が不当な分配効果をもたらしているとは言わないので、現実の国際秩序が不当な分配効果をもたらしていないと考えているということが示唆される[23]。

21　括弧内の言葉は引用者（浅野幸治）が補った。

22　マーティンは、自分が解釈するロールズの国際援助論をマーシャル・プランに例えている。マーティンによれば、マーシャル・プランでアメリカ合衆国は数年にわたり毎年国内総生産（Gross Domestic Product）の約３％を援助に費やした。それに対して、2000年における主要先進国の政府開発援助は、国民総所得（Gross National Income）の0.22％である。国内総生産と国民総所得は同じではないけれども、おおざっぱに言って、マーティンは、先進国が現在の10倍以上の援助をすべきだと考えていることになる（Martin：242）。

23　この印象は、ロールズが述べる貧困の国民主義的説明によって一層強められる。つまり、経済的に豊かな社会があったり貧しい社会があったりするのは、それぞれの社会の民衆の責任

いや、少なくとも1カ所でロールズは、現実の世界が「諸々の極端な不正義」にまみれていると述べている（ロールズ2006：171）。しかし、そこでロールズが「極端な不正義」ということで何を考えているのかは、明らかでない。したがって、ロールズが不正義を是正するために具体的にどのような義務を考えているのかもまったく明らかではない。

マーティンが主張する第1の点、すなわちロールズの国際援助論の中には秩序だった社会の民衆が重荷に苦しむ社会において人々の生存権を保障する義務が含まれるという点に関しては、ロールズの『万民の法』の中に典拠がない。マーティンによれば、ロールズは、H. シューが述べる生存権の主張を承認している（Martin：242）。しかし、ロールズがシューの述べる生存権に賛同しているのは、国内の人権尊重を論じる中においてである（ロールズ2006：92～94）。そこでロールズは、国境を越えて外国においても人権を尊重しなければならないと論じているのではない。万民の法の第6の原理も、国内における人権の尊重を謳っている。この第6の原理は、外国人の人権の尊重も含んでいると言われるかもしれない。しかしその場合、外国人の人権の尊重は、外国人の人権を侵害してはならないという意味である――外国人の人権を積極的に保障しなければならないと解釈するのは、自然な読み方とは思われない。たしかにロールズは、人道的介入についても語っている（ロールズ2006：116～117）。しかしそこでロールズが語るのは、人権を尊重しない無法国家に対して秩序だった社会が介入する権利であって、義務ではない。

もう一人、S. フリーマンも、ロールズ『万民の法』の国際援助論を擁護する。その擁護論は、二正面作戦である。一方においてフリーマンは次のように主張する。配分的正義は国内社会にのみ当てはまり、国際社会に配分的正義を適用しようとすることは間違いである。この主張には、その背景としてロールズの理想的理論が前提されている。ロールズの理想的理論では、世界には自由な民主的社会だけが、ないしは少なくとも秩序だった社会だけが存在する。したがって、すべての国内社会において人権が尊重される。秩序だった社会では、飢餓は発生しない。また国際関係は公正なものである。というのは、秩序だった社会の代表たちは、自分が代表する社会の経済規模が大きいか小さ

なので、社会間の経済的格差も不当なものではないということになる。

いか等を忘れて、国際関係を取り決めるからである（ロールズ2006：43, 58）。したがって例えば、強大な国が、自分たちに有利な国際関係を、弱小な国に押しつけるというようなことはない。そして、国際関係が公正であれば、それはすべての人にとって利益となり、不当な分配結果はもたらされない。そのような理想的国際社会において配分的正義の考えを適用しようとすれば、ロールズが２つの比較事例を挙げて述べたように、それぞれの国内社会の自律・責任が否定されることになる（Freeman：252）。

他方においてフリーマンは、以下のような主張をする。ロールズが主張する援助義務は、たんなる慈善の義務ではなくて、正義の義務である（Freeman：248）。その義務は、秩序だった社会の民衆に対して、重荷に苦しむ社会の民衆の「基本的必要性」を満たすことを要求する（Freeman：244, 251）。しかもそれは、秩序だった社会の民衆にとって、（貯蓄原理と同じように）自国内において格差原理を充たすことよりも優先する、厳格な義務である（Freeman：248, 251）。また、理想的理論と、現状から理想的状態への移行とは、別問題である（Freeman：244）。現状から理想的状態への移行には、理想的状態では必要とされないような原理が必要になる。この点に関して、フリーマンは次のように述べる。

> ロールズは、何世代もの過酷な差別を是正するための暫定的な対策としては、機会の公正な平等を侵害するけれども、少数者の優遇措置を支持しただろう――ちょうどそのように、世界中で重荷に苦しむ社会の民衆が過去に被ってきた搾取や収奪、重大な人権侵害を是正するための一時的対策としては、地球規模の配分原理を支持するだろう。（Freeman：251）

そして実際に、ロールズが見るところ、今日の現実世界は「諸々の極端な不正義」にまみれている（ロールズ2006：171）。したがってロールズは、現実世界から理想的状態への移行原理としては、なんらかの地球規模の再配分原理を支持すると考えられる（Freeman：251）。

例えば、ポッゲが不正な国際秩序として指摘する「国際的な資源特権と借入れ特権」がある（ポッゲ：247～261）。資源特権とは、ある国を実効的に支配している者に、その国の資源を所有し売却する権利を認めるものである。これが特権なのは、支配の道徳

的正当性が問われないからである。このような資源特権は、特に天然資源が豊富な国において武力による政権の簒奪そして独裁体制を誘発する。同様のことが借入れ特権についても言える。借入れ特権とは、ある国を実効的に支配している者に、その国および国民の名において国際社会からお金を借り入れる資格を認めるものである。これも特権なのは、やはり支配の道徳的正当性が問われないからである。この２つの特権のおかげで、途上国において軍事力をもった者は、武力によって政権を奪取し、その国の資源を売却して私腹を肥やし、あまつさえその国および国民の名において国際社会からお金を借り入れ、そのお金で武器を購入し、その武器で国民を抑圧して政権を維持するのである。ここには先進国と独裁者の共犯関係があり、言い方を変えれば、先進国が汚い仕事をさせるために、独裁者を雇っているようなものである。これらが不正な国際秩序であるという点に関して、フリーマンはポッゲに同意する。フリーマンによれば、国民を搾取するような無法国家は、万民の法の下では寛容の対象ではない。したがって、先進国は自国企業に対して、重荷に苦しむ社会において民衆の搾取に関与することを禁止してよいだけではなくて、そのような関与を禁止する義務がある（Freeman：251）。

このように、フリーマンは、過去の歴史において国際的な不正行為があったというにとどまらず、現在の国際社会も「諸々の極端な不正義」にまみれていることを認める。これは、ポッゲ流の世界正義論、援助義務論に対する実質的に大きな譲歩であると思われる。というのは、不正義の認定からは、２つのことが帰結するからである。１つは、不正義の被害者に対する賠償責任である。もう１つは、不正な制度を止めて公正な制度を作りだす義務である。

さてそれでは、このようなフリーマンのロールズ擁護論は、ロールズの解釈として妥当であろうか。すでに述べたように、フリーマンのロールズ擁護論は、二正面作戦である。その二正面は、おおむねロールズの国際援助論における、どのような援助をする必要があるかという側面とどのような援助をする必要がないかという側面に対応すると思われる。その中でフリーマンの力点は、どのような援助をする必要がないか、すなわち配分的正義が国際社会に当てはまらないという主張のほうにある。ではなぜ、配分的正義は国際社会には当てはまらないのか。それは、一言で言えば、世界政府が存在しないからということのようである。ではなぜ、世界政府が存在しないと、配分的正義が国際

社会に当てはまらないのか。それは、国際社会には、富を生産するための基本構造が存在しないからということのようである。言い換えると、協働関係が世界政府という形に結実していないからと言ってもよい。では、現実に存在している国際的な協働関係は何なのか。フリーマンは、国際的な協働関係は「二次的」だと主張する（Freeman：246）。つまり、国内社会の構造が基本的であり、国際社会の構造は「派生的（supervenient）」だということのようである。

ではなぜ、国際関係が二次的・派生的であれば、そこでは配分的正義が問題にならないのか。この問いに対するフリーマンの答えは不明である[24]。ただし、答え方としては、２つの答え方が用意されているように思われる。第１に、ロールズの理想的理論では、配分的正義は不要である。なぜなら、公正な国際関係は不当な配分結果をもたらさないからである。したがって第２に、ロールズの理想的理論の枠組み内において、国際社会に配分的正義を適用しようとすれば、各国民の自律と責任を否定することになる。しかし、国際関係が公正であれば不当な配分結果がもたらされないというのは、事実に反する。よく知られているように、１つ１つを見ればなんの罪もないような経済的行為が多く集まって、巨大な富の集積をもたらしたり、破産・倒産や失業をもたらしたりすることがある。このことは、国内社会においてと同様、国際社会においても当てはまる。したがって、第２の原初状態に集った、秩序だった社会の代表たちが、自分の代表する社会が最も貧しい社会であった場合に、その一人当たり国民総所得（Gross National Income）が最も大きくなるような、国際社会の基本構造を希望するということは、十分に考えられる。仮に一人当たり国民総所得がどこまでも大きくなることを希望することが合理的でないとしても、先進国に対して尊厳を維持できる程度の一人当たり国民総所得を確保したいと願うことは、ごく自然な想定であろう。例えば、３万ドルを越えるような一人当たり国民総所得を希望することは合理的でないとしても、２万ドル程度の一人当たり国民総所得を得たいと欲することは、理に適った願望であろう。少なくとも誰も、一人あたり国民総所得が1000ドルを切るような低所得国になりたいとは思わないだろう。そのような事態を避けられるような国際社会の基本構造を、すべての代表が希望するだろう。

24　この点を井上は「飛躍論証」と呼んで批判している（井上：88～90）。

では、国民の自己責任という考え方はどうなるのか。例えば、国民が自由に選んだ行為の結果として、ある国は豊かになり、別の国は貧しくなるとしよう。その場合、国民の自己責任という考え方に従えば、豊かになった国と貧しくなった国の間の貧富の格差は、不当な配分結果ではないだろう。しかし、それが言えるのは、国民の第１世代に限られる。つまり、自分たちが選択した行為の結果を自分たちの責任として引き受けなければならないのは、その人たち自身に限られる。言い換えると、第２世代つまり子供たちは、親たちの行為の責任を引き受ける必要はない。そのような懸念に応えるために、国内社会においては、機会の平等という原理が選択された。それは、親の世代の愚かな行為によって子供の世代が不利な立場に立たされることがないようにという配慮であろう。ロールズの理想的理論では、すべての国内社会が自由な民主的社会である。したがって、すべての国内社会において、機会平等原理が選択され尊重されている。それでも、国際社会に貧富の差があれば、どうなるか。例えば、Ａ国内において機会の平等が実現していて、B国内においても機会の平等が実現しているとしよう。しかしながら、Ａ国のほうがB国よりもずっと豊かだとしよう。そうすると、Ａ国の国民のほうがB国の国民よりもずっと有利な立場にあって、両国民の間で機会が平等だとは言えないだろう。そのような事態が想定される。それに対して、第２の原初状態に集った、秩序だった社会の代表たちは、どうするだろうか。機会の平等という原理を採用するか、あるいは国と国との貧富の差があまり大きくならないような、国際社会の基本構造を選択するか、あるいは少なくとも貧しい国があまりに貧しくならないような基本構造を選択するだろう。

この最後の懸念に対して国際的な援助義務が用意されていると、フリーマンは答えるかもしれない。実際に、この点が、フリーマンの解釈によるロールズ国際援助論の最大の改良である。しかしそれは、ロールズ『万民の法』の解釈としてはどうか。フリーマンの解釈によれば、秩序だった社会の民衆には、重荷に苦しむ社会の人々の基本的必要性を満たす義務が、厳格な正義の義務としてある。たしかに、万民の法の第６の原理では、人権の尊重が謳われている。しかしそこで問題になるのは、国内社会における人権の尊重である（ロールズ2006：115〜117）。しかも内容的には、「奴隷状態や隷属からの自由、良心の自由、大量殺戮やジェノサイドからの民族集団の安全保障といった、

特別な種類の差し迫った権利」[25]（ロールズ2006：114）である。また、たしかに『万民の法』の51頁では、「飢饉や干魃が起きた際の各国民衆間の相互援助を目的とする一定の諸条項」や「民衆の基本的ニーズが満たされることを保障する諸条項」は、「一定の状況下における諸々の援助義務の内容を特定するものであり（第15節）」と述べられている。かくして読者は、民衆の基本的必要性が満たされることを保障する援助義務が第15節で論じられるという期待を抱かされる。実際に、『万民の法』の第III部「非理想的理論」の後半（第15節）では、不利な条件の重荷に苦しむ社会に対する援助義務が取り上げられる。しかし、そこで述べられる援助義務は、すでに見たように、重荷に苦しむ社会をいかにして秩序だった社会に移行させるかということであって、貧しい人々の基本的必要性を満たす義務ではなかった。

またフリーマンは、援助義務が、貯蓄義務と同様に、格差原理よりも優先すると主張する。たしかにロールズは『正義論』の中で、国内において貯蓄義務が格差原理よりも優先すると述べている（ロールズ2010：391）。しかしだからといって援助義務が格差原理よりも優先するということにはならない。なぜならば、援助義務と貯蓄義務の類似性は、その点、つまり格差原理よりも優先するという点ではないからである。援助義務と貯蓄義務の類似性は、一定の目的があり、その目的が達成された時点で義務も終了するという点にある。

最後に、現実の世界が「諸々の極端な不正義」にまみれているという点について。この点をフリーマンが認めることは、ロールズの立場の擁護というよりも修正である。もちろんロールズ自身も、今日の現実世界が「諸々の極端な不正義」にまみれていると認めているように見える（ロールズ2006：171）。しかしロールズは、途上国がどのような国際的な（先進国に責任のある）不正義に苦しんでいるのか、どのようにして国際的な不正義を取り除いて途上国を援助するのかということは論じない。なぜか。ロールズは、「道理に適った合理的な仕方で組織され、統治されているにもかかわらず、あまりに希少な資源しか持たないために、秩序だった社会となることができないといったケースは、世界中のどこを見ても存在しない」と言う（ロールズ2006：158）。これはつまり、国際秩序になんらかの不正義があったとしてもそれはたいしたことではない、国内

25　引用に際して、丸括弧内は省略した。

的要因のほうが決定的に重要だとロールズが考えていたことを示唆する。

そのように考えてみると、ロールズが認めるように見えた現実世界の「諸々の極端な不正義」も、国際的な不正義（外国に責任のある不正義）ではなくて国内的な不正義のことを意味している可能性がある。

いずれにせよ、ロールズが考える、途上国の重荷は、ほとんどすべて国内的要因である。そのゆえに、ロールズの非理想的理論の中には、現実世界の国際的不正義についての議論がない。したがって、国際社会の不正義を認めるフリーマンの解釈は、ロールズの擁護というよりも修正である。

フリーマンの解釈は、ロールズの立場の修正である。言い換えると、ロールズの立場よりも正しい。ただし残念な点は、フリーマンの議論に、国際的な不正義についての考察がほとんどないことである。フリーマンが不正義を認定するからには、その見方には、不正ではない、道徳的に本来あるべき国際社会のあり方[26]が前提されているはずである。それは何だろうか。おそらく、それはロールズの理想的理論であろう。ロールズの理想的理論が国際社会のあるべきあり方を描き、それからの逸脱が不正と認定されるのであろう。言い換えると、フリーマンの国際不正義論は、ロールズの理想的理論を前提としている。さらに言い換えると、ロールズの理想的理論が、国際的な配分的正義を述べている[27]。では、ロールズの理想的理論とは、どのようなものか。それはごく簡単に言えば、まずそれぞれの国が独立にあって、それらの国の間の関係が公正であれば、あとはすべてよし、というような理論である。こうしたロールズの理想的理論には、２つの問題点がある。１つは、すでに述べたように、国際関係が公正であっても、不当な配分結果を生むことがあるということ。もう１つは、それぞれの国の出発点における、土地や資源の初期配分が正義に適ったものとして追認されていることである。ある人たちは肥沃な広い土地をもち、別の人たちはそうではない。こうした配分（の違い）は、どのようにして道徳的に正当化されるのだろうか。資源の初期配分の原理は何なのか。その点を不問にしていては、後の財の配分も正当性が分からないだろう。

26　井上が言うところの「道徳的原状」である（井上：214～215）。

27　国際的な配分的正義を拒否しているのではない。さらに別の言い方をすれば、再配分を拒否することによって、現状の配分を正義として述べている。

結論

最後に、これまでの議論を簡単に振り返っておこう。まず第１節で、ロールズの『正義論』における社会契約説的な議論を素描し、そこでは個人的な情報が合意のための障害になること、そしてとくに自分がどのような境遇に生まれるかは道徳的に重要な違いではないという観点を確認した。続く第２節では、『正義論』の考えを地球社会に単純に適用すれば、やはり正義の第１原理と第２原理（機会原理と格差原理）とが選ばれるだろうということを述べた。その上で、現実の地球社会が格差原理も機会原理も正義の第１原理さえも充たしていないので極めて不正な社会だということを論じた。第３節では、第２節で述べたような世界正義論に対する対案として、『万民の法』におけるロールズの国際正義論、とくに国際援助論を少し詳しく紹介した。そして第４節では、ロールズの国際援助論に要にある、貧困の国民主義的説明の論理を探り、それが事実に照らして間違いであることを論じた。すなわち、現在の諸国は孤立した島のようではなくて、互いに密接な協働関係にあるので、当然その関係の正義が問題になると主張した。また、国際正義の原理を考える第２の原初状態から「重荷に苦しむ社会」の代表が排除されていることが特に問題であるとも指摘した。第５節では、ロールズの国際援助論を擁護する２人の論者、R. マーティンとS. フリーマンの議論を取り上げて検討した。たしかに、マーティンの擁護論もフリーマンの擁護論もロールズを強力な国際援助論者に仕立て上げる。しかしまず、マーティンの擁護論は、ロールズの実際の言葉から隔たっている。フリーマンがロールズを擁護する２正面作戦も、ロールズの援助不要論を忠実に擁護して説得的でないか、強力な援助義務論を述べるためにロールズを改変・修正している。しかし、ロールズを修正した国際援助論は、ロールズの擁護とか解釈とは言い難い。結局、ロールズの国際援助論は、第３節と第４節で論じたように、最低限の消極的な援助論であり、国際関係に大きな不正義を認めるものでも、世界の極貧層の人たちが置かれた状況の改善を先進国およびその市民たちに要求するものでもない。

参考文献

井上達夫、『世界正義論』、筑摩選書、2012年。

S. シュート／S. ハーリー編、『人権について――オックスフォード・アムネスティ・レクチャーズ』（中島・松田訳）、みすず書房、1998年。

仲正昌樹、『いまこそロールズに学べ――「正義」とはなにか』、春秋社、2013年。

C. ベイツ、『国際秩序と正義』（進藤榮一訳）、岩波書店、1989年。

T. ポッゲ、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか――世界的貧困と人権』（立岩真也監訳）、生活書院、2010年。

ユニセフ（UNICEF）、『子どものための前進　第６号　子どもにふさわしい世界の統計レビュー』（ユニセフ東京事務所監訳）、ユニセフ東京事務所、2008年。http://www.unicef.or.jp/library/pdf/Progress_for_Children_-_No._6_jp.pdf

J. ロールズ［1998］、「万民の法」、シュート／ハーリー：51～101, 262～272に所収。

―――［2004］、『公正としての正義　再説』（田中・亀本・平井訳）、岩波書店。

―――［2006］、『万民の法』（中山竜一訳）、岩波書店。

―――［2010］、『正義論　改訂版』（川本・福間・神島訳）、紀伊國屋書店。

渡辺幹雄、『ロールズ正義論の行方――その全体系の批判的考察［増補版］』、春秋社、2000年。

Freeman, Samuel. “Distributive Justice and *The Law of Peoples*.” In Martin and Reidy: 243-60.

Martin, Rex. “Rawls on International Distributive Economic Justice: Taking a Closer Look.” In Martin and Reidy: 226-42.

Martin, Rex, and David A. Reidy. *Rawls's Law of Peoples: A Realistic Utopia?* Malden, MA: Blackwell, 2006.

OECD. “Aid to poor countries slips further as governments tighten budgets.” 2013. http://www.oecd.org/newsroom/aidtopoorcountriesslipsfurtherasgovernmentstightenbudgets.htm

Pogge, Thomas [1989]. *Realizing Rawls*. Ithaca: Cornell University Press.

―――[2006]. “Do Rawls's Two Theories of Justice Fit Together?” In Martin and Reidy: 206-25.

Rawls, John. “The Law of Peoples.” *Critical Inquiry* 20 (1993): 36-68.

World Bank. *World Development Indicators 2013*. http://data.worldbank.org/products/wdi

World Health Organization (WHO). “Global Health Estimates: Causes of Death 2000-2011.” http://www.who.int/healthinfo/global_burden_disease/

estimates_regional/en/index.html

豊田工業大学ディスカッションペーパー　第８号
発行日　2014年３月17日
編集・発行　豊田工業大学人文科学研究室
連絡先　〒468-8511 名古屋市天白区久方２丁目12-1
豊田工業大学　浅野幸治
Tel. 052-809-1754
E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp